



武蔵野ふるさと歴史館だより

第2号

歴史館NEWS

武蔵野八景碑と仙路翁墓碣碑が新しく武蔵野市指定文化財に加わりました。

武蔵野八景碑は、甲武鉄道、境停車場開設10周年に、旧境村の興隆を記念して建てられた石碑で、杵築大社（市内境2-10-11）境内にあります。地域の人々が選んだ、優れた景観8か所が刻まれています。

仙路翁墓碣碑は、旧吉祥寺村の仙路翁（名主松井十郎左衛門）を顕彰するために天保6年(1835)10月に筆子（仙路翁の弟子）たちにより建立された筆子塚で、蓮乗寺（市内吉祥寺本町1-10-12）境内にあります。仙路翁の事績や人となりなどが刻まれています。



武蔵野八景碑



仙路翁墓碣碑

目次

歴史館NEWS	1
武蔵野ふるさと歴史館の民俗資料の収集と市民活動の蓄積	2
寛文4年の西久保村の地割について	5
「永久に保存」するために ～歴史公文書のケアについて～	8
収蔵資料紹介	12

武蔵野ふるさと歴史館の民俗資料の収集と 市民活動の蓄積

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 波田 尚大

1. はじめに

武蔵野市に博物館機能を持った施設として、武蔵野ふるさと歴史館が設立されたのは平成26年(2014)12月14日である。その段階で、常設展や企画展示を実施することができる程の情報と資料を、当館で所蔵していた。ではいったいつ、だれが、どのようにしてこれら情報と資料を集めたのだろうか。本稿では、民俗資料に限定して、そのいきさつと特徴を述べる。

2. 市民を対象にした、市民による文化財悉皆調査

『武蔵野市史』には、「武蔵野の民俗」として無形の営みについての聞き書きが掲載されており、これは昭和40年(1965)からはじまった調査報告がまとめられている。その後、昭和59年(1984)から平成3年(1991)にかけて文化財保護委員の森委員、鈴木委員らを指導員とし、文化財悉皆調査が行われた。昭和59年からはじまった文化財悉皆調査時には既に、市史の調査から20年余りが経過していた。伝承されてきた多くの無形の営みは行われなくなり、有形のモノは役割を終えて姿を消していく時期であった。

調査対象は、「目的・範囲の対象ならびに調査の方法等は、武蔵野市文化財保護委員会議の意見に基づき教育委員会が決定する」と定められており(註1)、基本的には地方文書やいわゆる民具を中心に、江戸時代から続く200軒ほどの旧家を対象として現状の調査が行われた。悉皆調査の後半には、年中行事や人生儀礼などの無形の営みについてもその対象とした。

調査員をそれぞれの地域の旧家の方に依頼し、自身の家のものを調査し、彼らの縁を頼って資料を搜索していった。その土地のことを、その土地に住む人が調査したのだ。さらに市民の中から協力員を依頼し、資料の計測や、その由来などについて聞き書きし、資料台帳にまとめていく記録化の作業を行った。(註2)

無形の営みに関する調査報告の大部分を掲載できなかったものの、『武蔵野の民具と文書—武蔵野市文化財悉皆調査報告書』(武蔵野ふるさと歴史館、市役所7階市政資料コーナーで販売、6,000円)としてまとめられている。

A form titled "武蔵野市文化財悉皆調査カード" (Muzumino City Cultural Asset Comprehensive Survey Card). It contains handwritten information: ① 資料名称 (資料名) "算算屋根の不用道具の整理と使用" (整理と使用 of unused tools of the Suan-suan-ya), ② 所有者名 "井口良美", ③ 調査年 "13年", ④ 調査日 "7/21". The main body of the card has a section for "資料内容(名称、種類、時代、数量、使用目的、方法、由来、伝承等)" with the handwritten note "1点" and "算算屋根の不用道具と揃えるもの 軒の不用道具、表層の不用道具揃える". There are also fields for "特記事項" and "関係資料・文献及び調査研究等の記録".

民俗資料台帳(表)

The reverse side of the survey card. It features a header with fields for "氏名", "生年月日", "男女", "職業", "住所", "電話番号", "郵便番号", "町", "丁目", "番", "号". Below this is a photograph of a wooden tool. Underneath the photo is a grid for "計測" (Measurement) with handwritten dimensions: 7.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2, 1.2. At the bottom right, there are fields for "撮影年月日" and "図録番号" with the handwritten number "61-3-6".

民俗資料台帳(裏)

3. 民俗資料調査収集協力員の活動

文化財悉皆調査後も継続した民俗文化の調査を行うために、平成3年(1991)4月1日から「民俗資料調査収集協力員」制度の運営に関する要綱が施行され、「市内一円に残存する有形・無形の民俗資料及びその情報の収集」を行っていった。構成員は文化財悉皆調査を担当した、実践経験の豊富な市民たちであった。

協力員は、文化財保護委員による助言を受けながら調査・収集作業を行った。資料等の保存場所及び事務室は、市内の小学校の空き教室を転々とし、平成18年(2006)3月26日に旧桜堤小学校の校舎に移設され、以降はこの校舎を拠点として活動した。

4. 類まれな情報量を持つ資料台帳と資料群

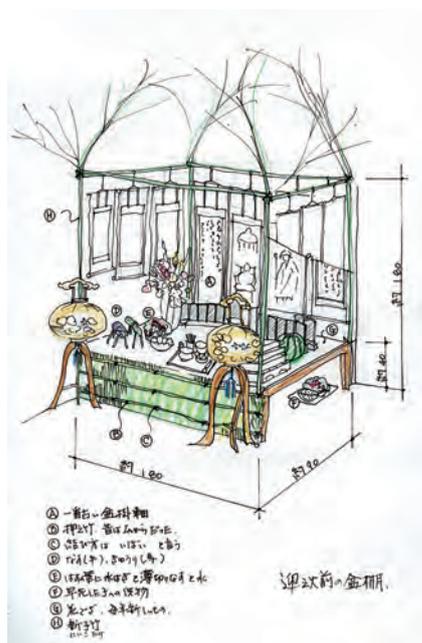
武蔵野ふるさと歴史館で現在管理している、上記の調査による民俗資料の台帳の総数は、約18,000点(データベースに登録されている資料は16,707点)で、台帳化されていない資料は1,000点程である。断片的な聞き書きも散見されるが、いわゆる民具の写真だけでなく、年中行事や生業についてなど、無形の営みに関する写真が数多く記録されている。また、詳細なスケッチや録音のテープなどがともにのこされている。

他の市町村のように、博物館施設がつくられ、専門職員が配置され、そこを拠点として活動していたならば、こうした調査活動が行われたとしても理解できるが、本市の場合はそうではない。ここまで高精度な調査を長年、市民が担ってきたということ。そしてそれらの資料の持つ情報が、今後武蔵野市域で記録することができない程に希少性を持っているということ。こうした協力員らの活動がなければ、武蔵野市の歴史を語る際に、空白部分ができていただろう。

市域の歴史を語るのとは何か。過去のことを記した文書だけがそれを語るのではない。かつて暮らしていた人々が使っていたどうぐ、住んでいた家、そして形として残らない無形の営みなど、多様な形の資料の存在によって、厚みを持った武蔵野市の歴史を描くことができる。協力員が制作した調査報告を紐解くと、かつて市域に暮らしていた人々が何を、何を信じ、何を、何を、どのように生きてきたのかを知ることができる。武蔵野市の地域性とも言うべきだろうが、こうした役割を市民が担っていたということは興味深い。もちろん協力員の存在だけでなく、快く調査を受け入れてくれた市民の理解と協力の御蔭でもある。

5. おわりに

文化財保護・普及事業と博物館機能を持った武蔵野ふるさと歴史館の開館にともない、民俗資料調査収集協力員制度は平成27年(2015)3月31日に解散となった。この時に専門職として民俗担当の学芸員が置かれるようになった。旧桜堤小学校にあった民俗資料は全て武蔵野ふるさと歴史館分館資料室へ移動し、保存されている。



盆棚のスケッチ



関前・中村家の製茶の様子

昭和59年(1984)から平成27年(2015)までの31年余り、武蔵野市の民俗文化を調査・収集し記録したのは、市民による文化財悉皆調査の調査員・協力員と民俗資料調査収集協力員であった。協力員によって調査・収集・記録した資料と情報が武蔵野ふるさと歴史館の開館の際の基礎資料となった。現在、当館で実施する民俗分野の展示の多くはこの時に調査・収集・記録された資料を多く用いている。

現在、公開されることのなかった無形の営みについての記録を公開するための枠組みを整備している。このような武蔵野市を語る資料の保護や普及を、市民の理解や協力とともに継続して実施していかなければ、語る人も、資料も、永遠に失われてしまうだろう。

参考文献

武蔵野市史編纂委員会『武蔵野市史』昭和45年(1970)3月
武蔵野市教育委員会『武蔵野の民具と文書—武蔵野市文化財悉皆調査報告書』平成4年(1992)3月
武蔵野市教育委員会『武蔵野市 文化財悉皆調査の概要』(1)平成元年(1989)3月
武蔵野市教育委員会『武蔵野市 文化財悉皆調査の概要』(2)平成2年(1990)3月

(註1)

武蔵野市教育委員会『武蔵野の民具と文書—武蔵野市文化財悉皆調査報告書』平成4年(1992)3月31日

(註2)

註1より

調査者：(指導員)森 安彦・鈴木 研

(調査員)美濃部 太七・茂木 五雄・小林 善吉・池田 辰雄・田中 武男・榎本 清松・井野 武・井口 良美・中村 富男・竹内 邦雄・宮崎 信太郎

(協力員)都築 順子・牛尾 万里子・川瀬 恵子・竹内 健・関口 はる子・舟橋 優子

調査項目：文書・井戸・食・衣と装身具・住と生活用具・農業・生糸・諸産業・諸稼ぎ・諸営業・運搬と計測・社会集団・人生儀礼・信仰・行事・娯楽・道具・年中行事等

※写真は文化財悉皆調査において協力員が作成・撮影したもの。

特集展示

武蔵野の粉食 - 石臼と粉 -

平成30年 7月1日(日) — 8月30日(木)

企画展「武蔵野のうどん」にあわせて、武蔵野市域で粉食がどのように作られ、食べられていたのかを資料や写真をもとに展示します。

会場 武蔵野ふるさと歴史館 第一展示室 特集展示コーナー



無料!!

戦争資料展示

戦争と武蔵野Ⅳ

無料!!

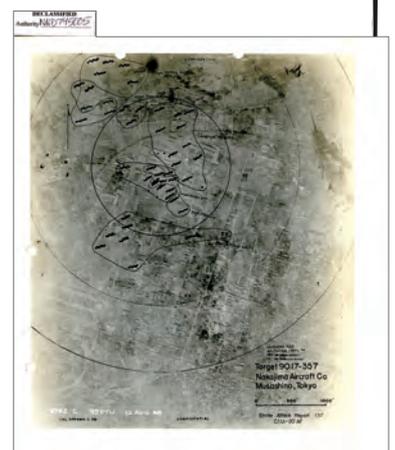
平成30年 7月27日(金) — 8月14日(火) 武蔵野市役所 1階 ロビー

7月28日(土) — 8月19日(日) 武蔵野ふるさと歴史館 2階 会議室

本年も昨年同様、市役所ロビーとふるさと歴史館にて米国国立公文書館原蔵資料を使用した展示をおこないます。

今秋、当館では中島飛行機武蔵製作所に携わった、あるいは働いていた「人」にもスポットを当てた展示を企画しています。今夏の展示はそのプレ展示となります。

会場 武蔵野市役所 1階 ロビー
武蔵野ふるさと歴史館 2階 会議室



米国国立公文書館原蔵

寛文4年の西久保村の地割について

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実

西久保村(西窪村)の開発の経緯は、寛文2年(1662)9月の西久保山城町百姓替地願と寛文2年11月の西久保村新田取立入用借用につき覚書という2点の史料(いずれも『武蔵野市史』続資料編9諸家文書13頁)からうかがうことができる。それによると、慶安3年(1650)の火災後の区画整理により狭くなってしまった西久保城山町の百姓の居屋敷が、明暦3年(1657)の大火後の区画整理により無くなってしまった。そして、住む場所を失った西久保城山町の百姓たちは、幕府から「無礼之内」に代替地を認められ、57両の新田取立金を貸与されたことが記されている。西久保村は、寛文2年、西久保城山町(現在の港区芝)の百姓たちが、「無礼野」と言われていた土地に移住して開かれた村であることがわかる。

西久保村は寛文4年(1664)7月8日に検地を請け、「武州多摩郡西窪村辰之御縄水帳」(『武蔵野市史』続資料編9諸家文書14頁～6頁。以下、西久保村検地帳と略記する。)が伝来する。西久保村は吉祥寺村の検地の翌日に検地が行われたのである。検地役人も吉祥寺村と同じで、野村彦太夫代の鈴木久兵衛と井田猪右衛門、竿取が馬場甚右衛門と長谷川又兵衛、案内は、久左衛門、吉右衛門、権左衛門が務めている。

では西久保村検地帳から当時の西久保村の地割について見ていこう。西久保村検地帳の記載内容をまとめたものが、表1・表2である。西久保村検地帳には表1・表2にまとめた他に、50間に34間の畑地5反6畝12歩が寺地・宮地・屋敷分として記されている。

表1から西久保村は16名の名請人によって地割され、その16名はいずれも屋敷と上畑、中畑、下畑を持っていることがわかる。田地は皆無で、畑地の中では下畑の割合が極めて高く、畑地全体の約70%を占めている。

畑地の幅(東西方向)は、43間を有する久左衛門

を筆頭に、36間が1名、34間が7名(名請人が記されていない間口を含む)、32間が6名、31間と29間がそれぞれ1名ずつとなっている。検地の案内をした、久左衛門と権左衛門が他の名請人の幅よりも大きい。そして、名請人ごとの上畑、中畑、下畑の幅はいずれも同じである。各名請人の畑地の幅(東西方向)の合計は569間(およそ1,024m)となる。

畑地の奥行き(五日市街道からの南北方向)について見ると、久左衛門、三良兵衛、吉右衛門が500間の他、448間が6名、431間が7名、名請人が記されていない383間が一区画ある。奥行きにおいても、検地の案内を務めた久左衛門と吉右衛門が大きいことがわかる。そして、甚九良、兵左衛門、三左衛門、佐兵衛、眼齊、長右衛門は畑地の幅、奥行き、反別、等級いずれも同じ、九郎兵衛、庄大夫、伝右衛門、善七良、八良右衛門、兵座も畑地の幅、奥行き、反別、等級いずれも同じである。

屋敷の間口(東西方向)はいずれも20間で、奥行き(南北方向)は久左衛門が12間である他はいずれも8間である。明治8年(1875)第11大区4小区西窪村絵図によると、宅地の多くが五日市街道に面しており、検地帳記載の屋敷も五日市街道に面していたことが推測される。

江戸時代の西久保村は、「東西へ凡六町、南北へ二十町許」(『新編武蔵國風土記稿』)で、現在の武蔵野市西久保1丁目から3丁目、緑町1丁目から3丁目に相当する。現在の町域から、五日市街道に面する東西方向はおよそ550m、五日市街道から南北それぞれの市境まではおよそ980mから1,090mであることがわかる。検地帳に記載された畑地の幅(東西方向)の合計569間(およそ1,024m)は、五日市街道の東西方向の北側と南側の長さを合わせた数値、つまり550mの倍の数値となるはずであり、実際に検地帳記載の数値はそれに相当する。五日市街道から

表1 寛文4年 西窪村検地帳集計

奥行(間)	名請人ごとの奥行(間)(合計)	畑地				屋敷			名請人
		幅(間)	名請人ごとの幅(間)	等級	反別	間口(間)	奥行(間)	反別	
56	500	43	43	上畑	8反8歩	20	12	8畝歩	久左衛門
88		43		中畑	1町2反6畝4歩				
356		43		下畑	5町1反8歩				
55	500	29	29	上畑	5反3畝5歩	20	8	5畝10歩	三良兵衛
87		29		中畑	8反4畝3歩				
358		29		下畑	3町4反6畝2歩				
52	500	31	31	上畑	5反3畝22歩	20	8	5畝10歩	吉右衛門
81		31		中畑	8反3畝21歩				
367		31		下畑	3町7反9畝7歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	甚九良
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	兵左衛門
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	三左衛門
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	佐兵衛
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	眼斎
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
50	448	32	32	上畑	5反3畝10歩	20	8	5畝10歩	長右衛門
78		32		中畑	8反3畝6歩				
320		32		下畑	3町4反1畝10歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	九郎兵衛
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				
47	431	36	36	上畑	5反6畝12歩	20	8	5畝10歩	権左衛門
73		36		中畑	8反7畝18歩				
311		36		下畑	3町7反3畝6歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	庄大夫
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	伝右衛門
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	善七良
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				
127	383	34	34	中畑	1町4反3畝28歩				(記載なし)
256		34		下畑	2町9反4歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	八良右衛門
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				
47	431	34	34	上畑	5反3畝8歩	20	8	5畝10歩	兵座
73		34		中畑	8反2畝22歩				
311		34		下畑	3町5反2畝14歩				

典拠：『武蔵野市史』続資料編9諸家文書1 4頁～6頁

表2 西久保村検地帳 等級別反別

等級	反別	反別の割合 (%)
上畑	8町8反3畝5歩	10.32
中畑	15町2反1畝2歩	17.78
下畑	60町6反1畝21歩	70.86
屋敷	8反8畝歩	1.03

典拠：『武蔵野市史』続資料編9諸家文書1 6頁

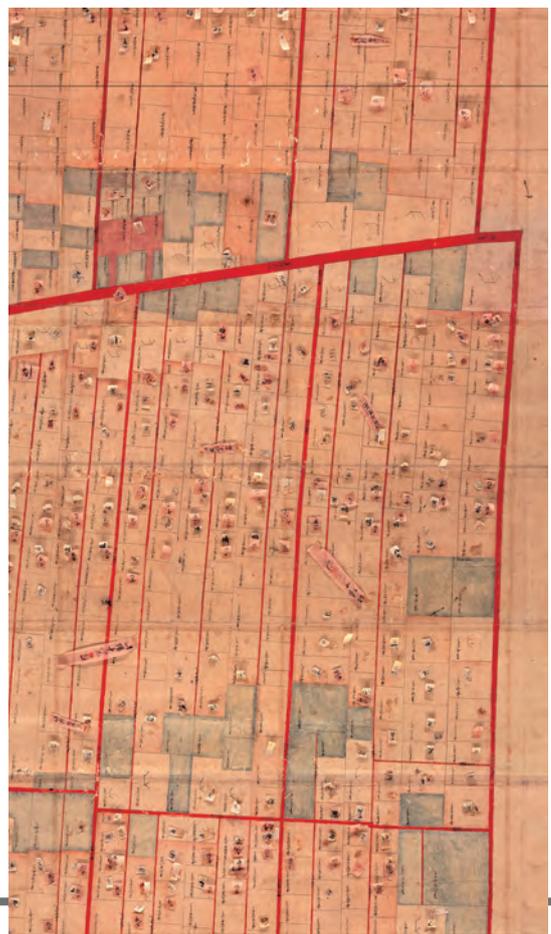
の奥行き(南北方向)については、最も深い奥行きを持つ久左衛門の畑地500間に屋敷地の奥行き12間を加算すると512間(およそ922m)であることから、こちらも西久保村域に収まる。

以上のように、西久保村検地帳から西久保村が五日市街道に面する屋敷から南北方向に畑地の広がる短冊型の地割が行われたことがうかがえる。しかし、留意しなければならない点の一つがある。それは高請した屋敷の間口と畑地の幅が異なることである。五日市街道に面した屋敷の間口は20間、その後ろに43間から29間幅で奥行き500間から431間の畑地が広がっていたのである。このことは、五日市街道に面した屋敷の間口と畑地の幅は異なる基準により地割が行われたと見ることができるのではなからうか。20間という西久保村の屋敷の間口は、前日に検地が行われた吉祥寺村の屋敷の間口が踏襲され、畑地の幅については、実際の西久保村の東西方向の長さとな名請人の数をふまえて地割が行われたのかもしれない。

元禄16年(1703)3月16日「譲り渡シ申畑屋敷之事」(『武蔵野市』資料編180頁)は西久保村にあった旗本黒川亀之助の抱屋敷を屋守の空兵衛に譲り渡した証文である。西久保村の名請人が元禄期にはすでに異動していたのである。しかも百姓の土地ではなく、旗本の抱屋敷地となっていた。屋守空兵衛に譲渡された地所は、「旦那抱屋敷表口六拾四間、裏行町並、此反別上畑壹町六畝廿歩、中畑壹町六反七畝拾貳歩、下畑六町八反貳畝貳十歩、屋敷壹反式拾歩」と記されており、表口は屋敷の間口である20間の倍ではなく、検地帳における東西方向32間の倍となっている。畑地についても32間の畑地の幅の倍の

反別とほぼ一致する(中畑だけは1畝歩多い)。一方、屋敷は西久保村検地帳に記載された間口20間、奥行き8間、反別5畝10歩の倍の反別となっている。つまり、屋守空兵衛に譲渡された地所は、西久保村検地帳において畑地幅32間を持つ名請人2名分の地所であることがわかる。そして、これらの土地は畑地と屋敷が一体のものとして認識されている。このような屋敷と結びつけられ、分離されることのない畑については、江戸時代初期に小川家により開発された新田村の小川村においても明らかにされている(小酒井大悟「土豪開発新田の空間構成—小川村開発史の再検討—」『小平の歴史を拓く—市史研究—』第三号)。

明治8年(1875)第11大区4小区西窪村絵図によると、短冊型の地割になっているものの、それぞれの土地は細かく分筆されている。そして、分筆された宅地や畑地などは、寛文4年の検地による地割の幅とは明らかに異なっていることが明治9年(1876)6月第11大区4小区西窪村田畑其外取調野帳から確認できる。つまり、寛文4年の検地による西久保村の地割は、短冊形という形を留めつつも、18世紀以降、次第に変化していったのである。



第11大区4小区西窪村全図(部分)

「永久に保存」するために～歴史公文書のケアについて～

武蔵野ふるさと歴史館 公文書専門員 高野 弘之



公文書収蔵庫

武蔵野市では、歴史公文書等管理条例（以下「管理条例」）第4条に「教育委員会は、歴史公文書等について、第23条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない」（傍線筆者）と定めている。歴史公文書は、元をたどれば市役所等で作成（または取得）された書類であるから、大部分は紙に書かれたものである。

歴史公文書は、和紙に墨で書かれた明治時代のものから、パソコンで作成されプリンターで印刷された平成時代のものまで、非常に種類が多く一つ一つに適切な対応が求められる。

歴史館では歴史公文書を「永久に保存」するために様々な取り組みをおこなっている。今回は歴史公文書のケアについて紹介する。

1. 収蔵庫に入れる準備

燻蒸（くんじょう）

市役所や市内の各施設から集められた歴史公文書は、歴史館の収蔵庫に入れる前に燻蒸をおこなう。燻蒸とは、殺カビ・殺虫両方の効果がある特別のガスを使って、文書を消毒する作業のことである。



<燻蒸の様子>



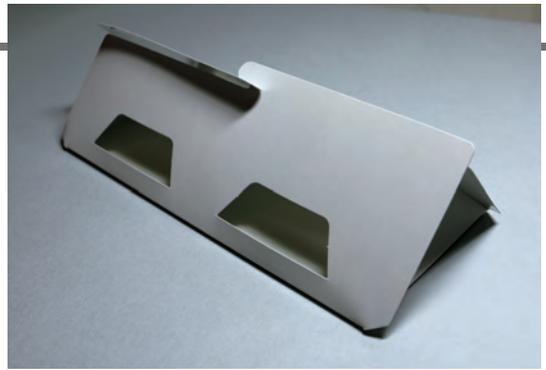
2. 環境の維持

湿度

いくら燻蒸をしても、文書を環境が悪い場所に保存し続けられれば傷んでしまう。歴史館では、収蔵庫の湿度を年間通じて50%前後に維持している。夏季は除湿器を使って湿度を下げてカビなどの発生を予防し、冬季は加湿器を使って過乾燥を予防して紙への負担を軽減している。



<データロガー>



<トラップ>台紙に粘着剤が塗ってあり、侵入した虫をつかまえる。

モニタリング

自動で温湿度を記録するデータロガーを設置し、収蔵庫内の環境変化を監視する。また、ゴキブリやシミなど紙を汚破損する恐れのある害虫が侵入・発生していないか、トラップを仕掛けて常時監視している。

入室の制限

収蔵庫に入るときは履物を履き替える。また、粘着マットの上を歩いてもらい、足の裏に付着したゴミなどを収蔵庫内に持ち込まないように工夫している。収蔵庫には関係者以外は入室不可とし、当然飲食は厳禁である。

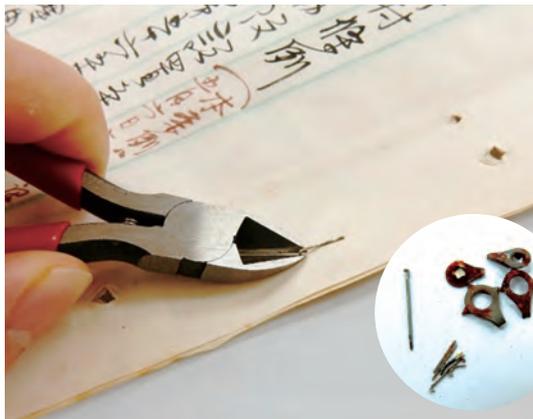


<粘着マット>

3. 修復とクリーニング

簡易な修復

金属製の文房具の除去、表紙を中性紙製に付け替える、小さな破れを直すなど、劣化要因の除去や簡易な修復は館内で職員が実施している。



<金属具の除去>



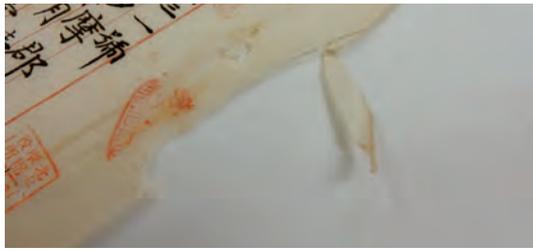
<綴じ紐の交換>紙でできている「こより」という紐を使って綴りなおす。



<付け替え前の表紙>



<表紙の付け替え>



<破れ補修前>



<破れ補修後>

クリーニング

文書は長期にわたって保存されてきたので、ホコリなどで汚れている場合がある。1ページずつ丁寧にめくり、汚れを刷毛などで取り除く。



<刷毛によって汚れを除去>



<カビ等はアルコールによるクリーニングで除去>

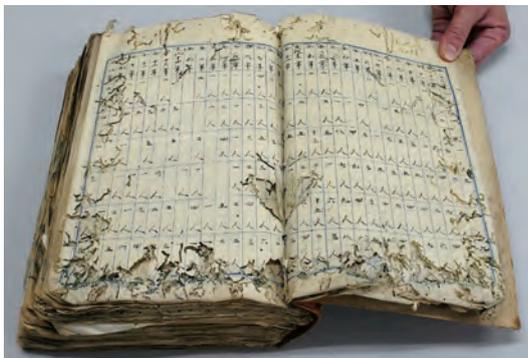
本格的な修復

館内で対応しきれないほどの大きな汚破損については、専門の業者に委託して修復作業を実施している。平成29年度は明治～大正期の歴史公文書17点の修復を実施した。

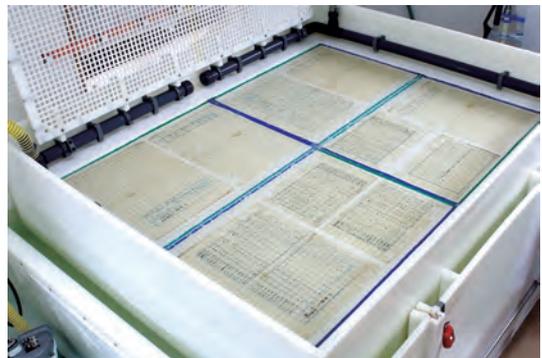
リーフキャストینگ

紙繊維を溶解させて作った液体を流し込み、資料の欠損部分を補填する補修方法。

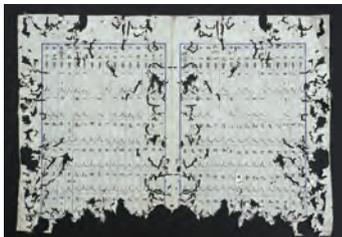
古文書等の修復に用いられる「裏打ち」は資料の裏面全体に紙を貼り付けるが、リーフキャストینگは穴の部分だけを補充する。作業後も資料の厚みがほとんど変わらないので、袋とじ形式が多い近代の公文書には大変有効な修復技術である。



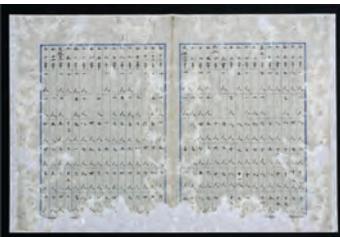
<虫損(修復前)>



<リーフキャストینگ>



<リーフキャストینگ前>



<リーフキャストینگ後>



<虫損(修復後)>

4. 劣化のいろいろ

記述情報の消失 ～こんにやく版、青焼き、感熱紙、ペン～

明治時代以降、武蔵野市でも様々な印刷技術が導入され、いろいろな筆記具が使用された。印刷やインクに使われた薬剤も多種多様で、紙に穴をあけてしまうものや、文字自体が消えてしまうようなことも少なくない。



<こんにやく版>耐光性が大変低く、字が消えかかっている。



<青焼き>耐光性が低い。

媒体の劣化 ～酸性紙～

時とともに紙自体がボロボロになって崩れてしまう。

汚損のいろいろ

歴史公文書は明治時代から100年以上にわたって市役所等で保存されてきた。保存中には虫に食われる、ネズミに汚される、カビが生える、泥や水で傷む・・・といった様々な被害が発生する。汚損を一つ一つ観察して原因を究明し、適切な処置は何なのか、資料の性質に応じて判断しなければならない。



<酸性紙>



<カビ>



<泥による汚れ>



<ネズミの尿によりにじんだ野線>

歴史公文書は、市民の皆さん、研究者の方々、市役所の職員など誰にでもいつでも利用できるよう、収蔵庫の中で大切に保存されている。これは「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する（管理条例第1条）」という極めて重要な責務を負っているためである。多くの人々の努力によって、「永久に保存」されていることを知っていただければ幸いである。

収蔵資料紹介 ②

家伝薬「善疝湯」関係資料

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 波田 尚大

武蔵野市・緑町の榎本家から寄贈を受けた資料の一つに、薬草刻みがある。榎本家では家伝薬「善疝湯」を製作し、販売していたため、その際に用いた道具の一つであろう。この薬草刻みの他に、善疝湯関係の資料としては、製薬に用いた薬研などの道具のほか、包み紙の版木、売薬免許証、各地から届いた注文書などがある。

効能は名前の通り「疝気を善くする」そうで、「湯」とあることから湯に溶かして服用したのだろうか。

この善疝湯にはその起源を語る説話が伝えられており、断片的ながらも採集できたので、紹介する。



資料提供者による薬草刻みの実演

当時、伝染病が流行した際、話者の7、8代前の女性の夢に薬草を摘んで、このような用量で煎じて飲めば、伝染病に効くと告げがあり、それで家伝薬として作るようになったという。(昭和61年5月16日 録音より)

伝染病が流行し、家の者が大勢亡くなり、最後の一人になった女性が、仏壇の前で寝ていたところ、仏が夢に出てきて、こういう植物がどこに生えていて、それを切って、乾燥させ、煎じると薬になるとのお告げあった。(平成29年8月24日 資料提供者のご息女に確認)

武蔵野の名薬、善疝湯は戦時下の統制によって製薬・販売を中止し、その姿を消した。



薬草刻み 榎本家資料



善疝湯の袋 榎本家資料

平成30年度第2回企画展

考古学への情熱

～井の頭池遺跡群発掘史、はじまりは御殿山から～

無料!!

平成30年 7月28日(土) — 9月27日(木)

井の頭池遺跡群での本格的な発掘調査は、昭和37年(1962)市史編纂事業に伴い國學院大學大場磐雄博士による指揮のもと、武蔵野市と國學院大學により行われました。縄文時代の竪穴住居跡が2棟発見されたことを記念し、武蔵野市は調査地付近に御殿山遺跡の碑を建立しました。翌年には、武蔵野郷土館による資料収集調査が実施され、これらの調査結果から、井の頭池周辺部に遺跡が広がっていることが判明し、昭和53年(1978)に「井の頭池遺跡群」として東京都指定史跡となりました。

第1次調査より50数年が経過し、これまでの発掘調査の成果や出土品、武蔵野の考古学のあゆみを紹介いたします。郷土の歴史について興味、理解を深めていただく機会となれば幸いです。

会場 武蔵野ふるさと歴史館 第二展示室、市民スペース



武蔵野ふるさと歴史館だより 第2号

発行 平成30年(2018)7月1日

〒180-0022 東京都武蔵野市境 5-15-5 Tel 0422-53-1811

http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shogaigakushu_koza/rekishikan/

E-mail: rekishikan@city.musashino.lg.jp